

## 高知県創業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 事業を営んでいない個人が、新たに個人事業の開業届出書を提出し事業を開始すること又は会社等の法人を設立しその代表者となり当該会社等が事業を開始することをいう（既に設立されている法人又は開業届が提出されている個人事業主が、既存事業とは異なる新事業を行う法人等の設立又は新たに個人として開業届出を行う場合を含む。）。
- (2) 事業承継 代表者の交代を伴い、新たな事業へ取り組むことをいう。
- (3) 第二創業 同一法人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことをいう。
- (4) 会社等の法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する協業組合並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (5) 社会的事業 地域の社会的課題解決に資する事業であり、地域活性化関連、まちづくり推進、過疎地域等活性化関連、買い物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等の事業をいう。

### (補助目的)

第3条 県は、地域の社会的課題解決につながる効果的な創業を促進するため、社会的事業分野において、本県で起業を行う者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、法人が既存事業とは異なる新事業を行う法人を設立する場合は、過去の事業実績により補助事業者として適格かどうかの判断を行うものとする。

- (1) こうちスタートアップパーク（起業支援事業）の起業家会員であること。ただし、法人が事業承継又は第二創業する場合は、この限りでない。
- (2) 別表第1に定める起業支援プログラムを補助事業期間完了日までに修了すること。
- (3) 県内に居住している者又は補助事業完了日までに県内に居住する者であること。
- (4) 本事業の補助金交付決定日以降に、補助事業の実施年度の1月31日又は補助事業完了日のいずれか早い日までに起業又は事業承継、第二創業を行う者（補助金の交付決定日の属する年度より前に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」による税務署への届出又は法務局への法人登記を行った者を除く。）であること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次の全てに該当するものとする。

- (1) 県内において、起業をする社会的事業であること。
- (2) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (3) 補助金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について国など他の機関から同種の補助を受けているもの又は受ける見込みのあるものは、この要綱に基づく補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請がされたときは、別に定める高知県創業支援事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県創業支援事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助金の交付の決定をし、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の審査に当たっては、次に掲げる評価項目に基づき、総合的に行うものとする。
  - (1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）。
  - (2) 提供するサービスの対価として得られる利益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）。
  - (3) 当該地域における課題の解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）。
- 3 申請のあった補助事業が第1項の審査会において不採択とされた場合は、別記第3号様式による補助金不交付決定通知書により通知する。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
  - (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第3条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- 2 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき、又は補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくはその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、規則、要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更（廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の変更
  - (2) 補助事業の中止又は廃止
  - (3) 総事業費の増額又は交付決定額の増額
  - (4) 交付決定額の20パーセントを超える減額
  - (5) 補助対象事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更
- 2 知事は、補助金変更（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、別記第5号様式による補助金変更（廃止）承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助金の実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の1月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式によ

る補助金確定通知書により補助事業者に通知するとともに、請求に基づき補助金を支払うものとする。

(財産処分の制限等)

- 第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が 10 万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第 8 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 9 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
  - 4 補助事業者は、第 2 項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(消費税の仕入控除)

- 第 15 条 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 12 条の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 12 条の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を第 10 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

- 第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令又はこの要綱の規定、これらの規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業期間完了日までに起業に至らなかった場合
  - (6) 補助事業期間完了日までに本県に居住しなかった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(遂行状況の報告等)

- 第 17 条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(成果の取りまとめ)

第 18 条 補助事業者は、事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、当該年度の 3 月末の状況を翌年度の 4 月 30 日までに別記第 11 号様式による事業化状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該補助事業が実施年度の 12 月末までに完了していないものについては、当該年度のみ実績報告書をもって補助事業の成果の報告に代えるものとする。

- 2 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から 5 年間、県のフォローアップを受けるものとする。

(補助事業の経理等)

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を作成し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、管理及び保管をしなければならないこと。ただし、第 14 条に規定する取得財産等管理台帳については、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間のいずれか長い方の期間、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

(グリーン購入)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 9 条第 1 項第 6 号及び第 2 項、第 14 条から第 16 条まで、第 18 条、第 19 条並びに第 21 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実施主体	起業支援プログラム
産学官民連携課	1 こうちスタートアップパークの起業支援プログラム 2 起業支援アドバイザーの実施するメンタリング
その他	上記1と同等と認められる起業支援プログラム（修了を証明できるもの。）

※ 受講中及び受講予定の状態でも申請は可能とするが、補助事業期間内での修了を必須とする。

別表第2（第6条関係）

補助対象事業区分	補助対象経費	補助対象経費 (小科目)	補助率及び補助限度額
起業環境整備事業	起業及び新事業展開のための準備に必要な経費	補助事業の実施に必要な経費のうち、 人件費 謝金 旅費	補助率：2分の1以内 補助限度額 下限：30万円 上限：200万円  (外部資金の調達がない場合は、100万円を上限とする。)
市場調査等事業	新たな商品又はサービスの市場調査等のために必要な経費	需用費 印刷製本費 修繕費 役務費	
商品・技術開発等事業	商品又は技術の開発のために必要な経費	委託費 使用料及び賃借料 工事費 原材料費 備品購入費	
販路開拓事業	商品又はサービスの販路開拓及び販売促進のために必要な経費（情報発信及び広報含む）	負担金 その他知事が必要 があると認めるもの	

※補助対象とならない経費（例）

- ・法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む。）の person 費。組合の場合は、役員及び組合員の person 費
- ・個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の person 費

- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・事業に直接関係のない店舗、事務所又は駐車場（例：従業員専用の駐車場等）の借入費
- ・火災保険料及び地震保険料
- ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・中古品購入費
- ・不動産の購入費
- ・車両の購入費（リース及びレンタルを除く。）
- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等
- ・高知県以外での店舗又は事務所の開設に伴う外装工事及び内装工事費用
- ・高知県以外で使用する機械装置、工具、器具及び備品の調達費
- ・販売する製品等の制作や販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用権等）の購入費
- ・他者からの知的財産等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
- ・国際調査手数料及び国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・旅行代理店の手数料
- ・対価を得るサービス（役務）の全部又は一部をそのまま外部に委託する経費
- ・求人広告費
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料及び一括広告費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税）及び各種保険料
- ・振込手数料及び代引き手数料



別表第3（第8条、第9条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。